

臨時休業中の校庭開放について

- ◎ 今回の校庭開放は、子ども達の運動不足による心身のストレスや健康面を心配して行われるものです。趣旨を理解の上、ご家庭でもよく話し合った上での参加をお願いします。なお、校庭開放に関しては以下のルールを守ってのご利用をお願いします。

「さいたま市共通ルール」

- 自分が通う学校の校庭しか使えません。
他の小学校や中学校等の校庭は使えません。
また、一般の方々への校庭開放も行いません。
- 校庭開放中やその行き帰り途中での事故は、長期休業中と同様に、学校の管理下外の扱いとなり、スポーツ振興センター保険の対象にはなりません。
- 新型コロナウイルスへの感染を広げないために、次の各点には留意ください。
 - (1) 開放時間は、8：30～16：00です。
 - (2) マスクの着用と咳をする際のエチケットを忘れないようにしてください。
 - (3) 野外とはいえ、多くの人々が密集するようなことがないように注意してください。
 - (4) 他の人と1m以内に近付いての、あるいは大声での会話はご遠慮ください。
 - (5) 鉄棒等の体育施設や遊具の使用は禁止とします。
 - (6) 体育館の開放はしません。

「本校のルール」

- 登校日（1年生）と修了式（1，2年生）の時間帯は、開放しません。
開放しない時間帯は、3月18日（水）、25日（水）、26日（木）の8：30から12：00です。
- 校庭の防球ネットやサッカーゴールは移動や使用をしないでください。
- トイレは外トイレを使用できます。
- 自転車で学校に来ることはできません。
- 雨天時は開放しません。グラウンドの状態が悪い時も開放しません。
- 校地内での飲食はできません。ただし、水分補給は、各自水筒を持参してください。